

福祉健康部生活支援課
令和4年9月定例会

厚生消防委員会における所管事務調査の説明資料

1 案件

生活保護業務における遡及年金の取扱い誤りについて

2 事業の概要

平成19年、基礎年金番号に統合されていない年金記録が、全国で約5,095万件存在することが明らかになりました（いわゆる「消えた年金記録問題」）。国は、年金記録の調査と訂正を行い、時効（年金受給権の時効は通常5年）によって消滅した年金についても、年金時効特例法等に基づき、遅延特別加算金を付して遡及して年金を支給しました。

平成27年、本市において当時直近まで生活保護受給者であった方に、5年以上前の遡及年金6,703,480円が支給されました。そのため、本市は生活保護法第63条に基づく返還請求（資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、収入時点までに支給した範囲内で保護費の返還を求めるもの）を行い、即日返還を受けました。

しかし、取扱い規定を改めて確認したところ、平成19年の国の事務連絡に「5年以上前の遡及年金は返還対象とせず、支給月において収入認定する」と定められており、本市による生活保護費の返還請求は誤りで、返還は不要であったことがわかりました。

これを受け、全てのケースを改めて確認したところ、同様のケース2件（令和元年1件1,126,061円、令和2年1件699,245円）、合計3件総額8,528,786円の取扱い誤りが判明しました。

3 原因

生活保護受給者に遡及支給された年金の取扱いについては、平成19年の厚生労働省事務連絡で自治体に連絡されていますが、生活保護業務を行う上で自治体が手引きとしている「生活保護手帳」に、遡及年金の取扱い規定が掲載されていないこともあります。当該内容が担当者間で引継ぎされなかったことが原因です。

4 対応

対象の3世帯の方には謝罪の上、当該返還金に利息を付して返金済みです。

5 再発防止等について

このような事態を招き、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後このような事案が発生しないよう、重要事項は担当者間での引継ぎを再徹底するとともに、組織内で研修を実施するなどチェック体制を強化し、再発防止に努め、信頼回復に取り組んでまいります。

事務連絡
平成 19 年 12 月 28 日

都道府県
各 指定都市 民生主幹部（局）生活保護担当課
中核市 生活保護担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局
保護課保護係長

生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、いわゆる「年金記録問題」に対し、その解決に向けた様々な取組みが行われており、また本年 7 月 6 日には、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 111 号。以下「年金時効特例法」という。）が施行され、年金記録の訂正による年金の増額分が、時効により消滅した分を含めて、全期間分支払われることとなりました。

つきましては、下記のとおり関連する留意事項がありますので、管内福祉事務所への周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. 年金加入記録の確認等について

今般、社会保険庁において、公的年金に対する国民の信頼を回復するため以下のようないくつかの取組が実施されている。

ア 既に年金を受け取っている受給者及び今後年金を受給することとなる加入者の方々への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

(ア)年金記録の名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる者に対するお知らせ（平成19年12月から平成20年3月までを目途）
(イ)その他すべての方へのお知らせ（平成20年4月以降）
イ　社会保険出張相談（巡回相談）について、市町村、商工会議所及び商工会等の協力を得て、原則として全市町村を対象に実施。等

については、保護の実施機関において、被保護者の年金加入歴や年金受給資格について改めて把握するため、概ね58歳以上の被保護者に対し、上記お知らせが届いた際には速やかに保護の実施機関にも届け出るよう、あらかじめ指導すること。

さらに、被保護者から、アの（ア）によりお知らせが届いた旨の連絡を受けた場合には、保護台帳等にある年金加入記録と照合し相違がないか再点検を行った上、速やかに社会保険事務所等へ所要の手続きを行うよう助言・指導すること。

また、被保護者から、アの（イ）によるお知らせが届いた旨の連絡を受けた場合には、保護台帳等にある年金加入記録と照合し相違がないか再点検を行うこと。

なお、被保護者のこれまでの生活歴等からみて、加入履歴に疑義がある場合には、社会保険事務所への問合せや必要に応じイの社会保険出張相談（巡回相談）などの活用を図るよう助言・指導すること。

2 年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応について

今般、社会保険庁において、年金時効特例法の対象者のうち、施行日前に年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われている受給者に対しては、基礎年金番号等をあらかじめ記載した支払手続用紙が順次送付されることとなっている。

については、当該用紙が届いた者を始めとする年金時効特例法の対象者等、年金記録の訂正による年金の増額分が過去に遡及して支給される被保護者及び年金記録の判明により年金受給資格を得られ過去に遡及して支給される被保護者に対しては、受給のための必要な手続を速やかに行うように指導すること。

なお、年金が遡及して支給された場合の取扱いについては、以下のとおりとするので留意願いたい。

(1) 過及して支給された年金のうち、5年以内の年金について

従来どおり、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる。(法第63条による費用返還が決定された日から過って5年間分の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が返還対象になるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えないので留意願いたい。(生活保護手帳(別冊問答集)問450参照))

なお、当該年金額が、返還対象となる保護費相当分を上回る分については、収入認定の取扱いとなる。

(2) 過及して支給された年金のうち、5年以上前の年金について

法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。(ただし、6ヶ月以内で分割して収入認定する取扱いも可能。)